

# 議事録

案 件：第 23 回清流ルネッサンスⅡ佐鳴湖地域協議会

年月日：平成 25 年 6 月 12 日 13：30～15：40

会場：浜松総合庁舎 7 階 701 会議室

## 【参加者】

委員 28 名

行政関係者（委員以外） 13 名

一般傍聴者 7 名

記者 2 名（静岡新聞、中日新聞）

## 【概要】

今回の協議会では、議決事項として、3つの議事（「(1) 協議会規約の改正について」、「(2) 平成 24 年度 地域協議会収支決算」、「(3) 平成 25 年度 地域協議会予算、事業計画（案）について」）について協議を行った。また、「(4) 新計画作成に向けた検討状況及び今後の予定について」、「(5) 県、市による平成 24 年度事業報告及び平成 25 年度事業計画」、「(6) その他報告事項」について、事務局より報告した。

## 【会長あいさつ】

- ルネッサンスⅡはまとめの時期に入ってきており、改めて佐鳴湖浄化問題が市民に問いかけるものの重要性を再認識しているところである。浜松の風土、気質として、経済的価値を重要視すると言われるが、経済学でいう「外部経済」のように、直接的には評価されないが、重要な価値を持つものもある。例えば、水田には米を作るだけでなく、鉄砲水を防ぐ役割がある。佐鳴湖についても、経済では表せない価値を市民に伝えていく必要がある。

## 【協議内容】

### （1）協議会規約の改正について

〔事務局から、資料 1，2 により説明〕

#### （会長）

- ただいま、事務局から協議会規約の改正について説明があった。
- これについて、御意見や御質問があればお願いします。

#### （委員）

- 第 2 期計画に位置付けがない行為として、具体的にどのような行為が想定されるのか。

#### （事務局（浜松土木））

- 例えば、平成 22～23 年に大規模な水質実験を行う際、協議会で賛否両論があったが、最終的には実験を行ったという経緯がある。これまでも、ルネⅡに記載されない浄化行為を行う場

合は地域協議会に事前に報告し、その議論を踏まえた上で実施してきたところではあるが、それを改めて規約に明記するというのが一点である。もう一点は、昨年北岸に静岡大学艇庫の移転について、報告のタイミングの難しさや、行政の認識の甘さもあり、その反省も踏まえて改めて明記したいというのが、改正の主旨である。

- ・ 行為としては、例えばメーカーが浄化に関する実験を行う等があり、河川管理者に占用の許可申請が提出されることとなる。最終的には行政が許可の判断を下すことになるが、今後、地域の多様化するニーズに応え、より満足度の高い取組を実施するため、より効率良く地域の意見を収集し、判断材料としたいと考えている。

(委員)

- ・ 分かりました。

(委員)

- ・ 意見を聴くのは、専門委員会のみか、より広く聴くのが明確でない。我々が医療を受ける際にセカンドオピニオンがあるように、専門委員会以外からも意見を聴けるようにするのが良いと思う。行政としては意見が集約しないとやりにくいと思うが、例えば先般の大規模な水質実験にしても、もし我々が提案したら実施されなかったことが何となく実施されてしまった。意見は複数聴取した方が良い。

(会長)

- ・ 第3条第4項の主語は地域協議会ですか。地域協議会が影響を検討できるという理解でよろしいですか。

(事務局 (浜松土木))

- ・ それで結構です。
- ・ 委員の御指摘については、必要に応じて専門委員会以外の意見を聴取することもあり得ると考えている。一般の市民が判断し得ない話は、専門家等の話を伺った上で、市民としての御意見をいただきたい。

(委員)

- ・ ぜひそのようにしていただきたい。専門委員会は土木系の河川工学の専門家が多く、生態系関連の専門家がない。バランスを欠いている。他の分野の意見も聴くべきである。

(委員)

- ・ 第7条に、専門委員会の権限が明記されている。そちらとの兼ね合いはいかがでしょうか。

(事務局 (浜松土木))

- ・ 御指摘の通りで、専門委員会からの意見聴取を前提とした規約となっている。専門委員会を中心とした意見聴取ということで、今後文言について検討したい。

(委員)

- ・ 水質実験も艇庫移転も、富塚地区が御迷惑をおかけした。経験的に申し上げますと、委員の発言の通り、第4条の「佐鳴湖浄化対策専門委員会などから」というように記載してはどうかと思う。また、検討する段階で終わりとするについてはいかがなものかと思う。

(事務局（浜松土木）)

- ・ 事務局では当初の検討途上において「行政に提言する」という文言を入れていたが、協議会は行政へ積極的に提言することが前提であることから、ここだけ提言と入れるのもおかしいので、検討と記載している。

(委員)

- ・ 分かりました。

(会長)

- ・ 事務局からの説明の通り、これまでは地域協議会で協議する根拠がなかったことが、今後は協議できるという主旨と捉え、前向きに理解したい。
- ・ 最後の文言は、私としては、人間の行為が集まるとパラドックスが起こる危険性があるため、この規約が独り歩きし、市民にとって普遍的な問題が政治問題化したり、この協議会が利害調整の場になってしまうことを危惧する。しかし、その危惧を踏まえても、非常に重要な意味を持つと考える。

- ・ 文言をもう少し修正していただいて、次の協議会で承認いただくことといたします。  
(「異議なし」との声あり)

**(2) 平成 24 年度地域協議会収支決算について**

〔事務局から、資料 3、4、参考資料 1 により説明〕

(会長)

- ・ ただいま、事務局から平成 24 年度地域協議会収支決算並びに監査報告について説明があった。
- ・ これについて、御意見や御質問があればお願いします。  
(「異議なし」との声あり)

(会長)

- ・ 平成 24 年度収支決算は承認されました。

**(3) 平成 25 年度地域協議会予算、事業計画（案）について**

〔事務局から、資料 5、6 により説明〕

(会長)

- ・ ただいま、事務局から平成 25 年度地域協議会予算、事業計画（案）について説明があった。
- ・ これについて、御意見や御質問があればお願いします。

(委員)

- ・ 環境美化ネットは効果が高いと思うが、ゴミがたくさん溜まった時に適切に回収していない場合や、大雨が降ると水中に潜ってしまい湖内に流れ出てしまうことがある。ネットが沈まないような対策をお願いしたい。

(事務局 (浜松土木))

- ・ 浜松市河川課にて業務発注している。今の御意見を踏まえ、ネットの改良やゴミ回収の時期を検討していただく。

(委員)

- ・ ぜひお願いします。

(委員)

- ・ 東岸のせせらぎ水路は、水が流れたり涸れたりするため、小魚が上がってこれない状況になっている。水が絶えず流れるような工夫が必要ではないか。

(事務局 (浜松土木))

- ・ 昨年度も一度、水が下に潜ってしまう事態が生じ、河床にコンクリートを布設する修繕を行った。水は潜らなくなったが、また最近、水が通っていない状況がある。現地を確認したところ、側壁の石が陥没し、そこから水が抜けてしまっている。改めて今月末から7月初旬にかけて修繕する予定である。

(委員)

- ・ 絶対水量が足りないのではないかと。24時間流すだけの量があるのですか。

(事務局 (浜松土木))

- ・ 水量は、接触酸化施設を通る水が、一日1万 $\text{m}^3$ である。時間あたり約400 $\text{m}^3$ である。

(委員)

- ・ 絶えず流すのには足りないのではないかと。足りないのであれば、佐鳴湖から直接汲んで、水が途切れないようにしてはどうか。

(事務局 (浜松土木))

- ・ 接触酸化施設で浄化した水をそのまま湖に返すだけではもったいないので、子供たちに利用していただくという主旨でせせらぎ水路を設置した。このため、水量は浄化施設に依存することとなっている。浄化の効率を考えた水量となっており、せせらぎ水路に流れる流量もこれに制約されることとなる。

(委員)

- ・ 「せせらぎ水路」という名称であるため、水がないのは問題であると思う。御検討いただきたい。

(委員)

- ・ 新川上流の窒素除去装置の調査結果は、どこに記載されているのか。また、新川河口にヨシ原を作り、水質浄化を目指しているが、干満が激しくて上手く定着していない。目標通りの流れと湿原になっているのか、見解をお聞きしたい。

(事務局 (浜松土木))

- ・ 新川上流の窒素浄化施設については平成 23 年度の年末から調査を実施している。今回は調査結果を添付していないが、調査結果をホームページに掲載するよう、公表用のデータの作成作業を実施しているところである。完成し次第、公表していきたい。効果としては、窒素分の除去率 50%を目標としていたが、想定していた以上の、ほぼ 100%に近い除去率が得られている。効果は次回以降の協議会で御報告したい。
- ・ 新川河口部についてはヨシ刈りを今年度から実施したいと考えているが、御意見のあった土砂の堆積や水の流れについては、現況を確認し、改良が必要であれば対策を検討したい。

(委員)

- ・ お願いします。

(会長)

- ・ 事務局は、3人の委員の指摘を十分に検討し、対応していただきたい。
- ・ 平成 25 年度の予算及び事業計画について、御承認いただけますでしょうか。  
(「異議なし」との声あり)

#### (4) 新計画作成に向けた検討状況及び今後の予定について

〔事務局から、資料 7, 8 により説明〕

(会長)

- ・ ただいま、新計画作成に向けた検討状況及び今後の予定について説明があった。
- ・ これについて、御意見や御質問があればお願いします。
- ・ 確認ですが、今年の 9 月に育む会として計画の方針案を協議会に提示するという事でしょうか。

(事務局 (浜松市))

- ・ はい。

(委員)

- ・ 資料 8 で、具体的な取組の方向性はよく分かった。これまで、目標値や中目標について、ど

の程度議論され、事務局としてどのようなかたちにしようと考えていますか。

**(事務局（浜松市）)**

- ・ 中目標の検討はこれからという状況である。水質・水量、自然・生物、周辺環境の各部会に結びつくような中目標を考えている。

**(委員)**

- ・ COD はほぼ目標値に達しているが、透明度は目標値に達していない状況がある。こうした目標を達成するためには、明確な裏付け、科学的な知見が必要である。それについて方針があれば確認したい。

**(事務局（浜松土木）)**

- ・ 取組によっては、定性的な目標とせざるを得ないものもある。しかし、御意見の通り、COD や透明度といった水質については、科学的な根拠に基づく目標を、地域の皆様と合意形成を図りながら設定したい。佐鳴湖のみらいを育む会には、科学的な分析、調査の機能はないため、事務局で調査、分析を必要に応じて実施し、これを佐鳴湖のみらいを育む会に提示した上で議論したい。もちろん、専門委員会の意見も聴取しながらの作業となる。

**(委員)**

- ・ 皆さんで考えていただく面と、科学的に考える面とをどのように上手く合わせるかが、新しい計画を作成する上で大変重要なところである。事務局から説明があった通り、ここにいる皆様の御意見をいただき、まとめていきたいところである。
- ・ 今年、浜北の八幡川に鮎が浮いた。河床に生える藻が、夜間に酸素を吸収してしまい、溶存酸素が欠乏し、鮎が死んでしまった。その原因を解明したのが、浜松河川国道事務所におられる所長である。今まで筑波で水質の研究をされていたが、昨年からは浜松にいらしているので、随時相談にのっていただき、そのような専門家の御意見を取り入れていければと考えている。

**(会長)**

- ・ 他にございませんか。
- ・ 無いようでしたら、この議事については以上といたします。  
(「異議なし」との声あり)

**(5) 県、市による平成 24 年度事業報告及び平成 25 年度事業計画**

〔事務局から、資料 9 により説明〕

**(会長)**

- ・ ただいまの事業報告及び事業計画について、御意見や御質問があればお願いします。

(委員)

- ・ 小藪地区の公園整備は、実施設計の段階であるという御説明だった。どのような基本計画になっているのか。
- ・ 現在、北岸管理棟の駐車場は、平日でもほとんど満車の状態で、もっと駐車場が確保できないかという話がある。公園整備の工事が行われるまで、暫定的に駐車場として利用できますか。
- ・ 遊歩道の利用者が増えているが、冬の夕方も人が多い。小藪の木道のところまでは照明灯を整備していただいたが、その先が未整備である。継続的に整備していただけるのか確認したい。また、幅員が狭い箇所があり、すれ違いができない。遊歩道の拡幅について具体的な地権者との協議をお願いしたい。
- ・ 西岸の時計台に各月の COD 値を掲示しているが、最新値になっていない。利用者は関心を寄せているので、適切な掲示をぜひお願いしたい。

(事務局 (浜松市))

- ・ COD については、調査は毎月実施しているので、最新のデータに至急更新する。
- ・ 公園整備については、本日公園課が参加していないため、早急に課の担当に伝え、改めて御報告したい。

(委員)

- ・ 遊歩道の整備については、地権者と協議すれば解決する問題であると思うので、ぜひ取り組んでいただきたい。

(委員)

- ・ エコファーマーの更新を辞めた方がいらっしゃるとのことだが、理由としてはデメリットが大きいということでしょうか。
- ・ 新川放水路に原付が突き刺さっていた。そういうことは、どちらに連絡すればよろしいですか。また、ヤマハリビングテックの近くには「ゴミの不法投棄禁止」という看板の向こう側に、大量のジャガイモが投棄されていた。
- ・ 段子川のバス停「権現谷」のローソンの裏でやっている工事は、「河川が老朽化しているため」という看板が掛けられているが、どのような工事ですか。

(浜松市：農林業振興課)

- ・ エコファーマーの更新を辞める時の理由は、大きく分けて2つある。高齢化で農業規模を縮小するケースと、メリットがないから辞めるというケースがある。現状では、慣行栽培の農産物と比べ、エコファーマーの農産物が市場において高値で取引されているわけではない。行政として、消費者に好んで買っていただけるような周知が必要と考えている。

(委員)

- ・ 見分けがつくとよいのではないですか。

(会長)

- ・ 以前、協議会主催の佐鳴湖岸のイベントでエコファーマーの大根がすぐ売り切れてしまった。そういうようなイベントに集まる方は、環境意識の高い方であるので、一つの方法として参考にしていただきたい。

(浜松市：農林業振興課)

- ・ その時は、単年度事業で開催したと聞いている。エコファーマーが頑張っている環境に配慮した農業をしているという認識を地域の方に持っていただければと思う。

(事務局（浜松土木）)

- ・ 不法投棄については、浜松土木もしくは浜松市に御連絡いただきたい。

(委員)

- ・ 段子川の工事は、以前からお願いしていた護岸の老朽化に伴う工事である。

(委員)

- ・ 合併浄化槽の整備は、目標値に対する設置率を教えてください。

(浜松市：お客様サービス課)

- ・ ルネⅡでは、基数と人口の両方の目標を掲げている。委員の御質問の回答とは少し外れるので恐縮ですが、ルネⅡの上流域の目標達成率は 113.08%、下流域は 74.36%、合計で 81.78%となっている。平成 24 年度は、上流域は 1117 人、下流域は 3,484 人となっている。これは浄化槽の補助基数、補助以外の新設される基数を見込んで、計画数値を出している。

(委員)

- ・ 私の質問の回答とは異なる。今は数字を出せないかもしれないが、また自治会に来ていただいて、詳しく御説明いただきたい。目標値の合併浄化槽人口は、世帯数ですか。人数ですか。人とすると、5人槽や10人槽とするので、この数字になっているのですね。

(浜松市：お客様サービス課)

- ・ 市の補助は10人槽以下としている。合併処理人口を出す時には、補助対象外である集合住宅やマンション等の人口も想定している。

(委員)

- ・ よく分からない。また、しっかりお聞きしたい。下水道と合併浄化槽とでは、管理費の負担が異なる。公平性を保つようなことは考えていますか。このことについて、根本的に考えていただきたい。



(浜松市：上下水道部)

- ・ 管理費の負担に違いがあることは認識している。市としてはコストパフォーマンスに応じて、事業区域の見直しは常時行なっている。具体的には市街化区域では、都市計画税により、道路整備と横並びで下水道が整備される。そのような諸々の条件を総合して公平性が保たれるように施策を進めている。

(委員)

- ・ 要するに、地域の皆さんに我々が説明できる明確な資料を書面で示していただきたい。資料がなければ、誤解を招くことにもなる。

(浜松市：上下水道部)

- ・ どこまで具体的な資料を出すことができるかは、この場では御回答いたしかねる。

(会長)

- ・ 負担する側として、公平性は関心が高いことであるので、はっきりした根拠を示すことについて、ぜひ御配慮いただきたい。

#### **(6) その他報告事項**

〔事務局から、資料 10, 資料 11 により説明〕

(会長)

- ・ ただいま、2 件の報告事項があった。
- ・ これについて、御意見や御質問があればお願いします。
- ・ 無いようでしたら、報告事項については以上といたします。

(会長)

- ・ 以上で、本日予定されていた議事は終了しました。
- ・ 最後に、委員から、シジミに関する活動について御報告があります。よろしくお願いします。

(委員)

- ・ シジミについての活動は、平成 20 年度から行っている。今年から市民団体として活動を始める。これは市民向けのチラシです。このような活動をしていることを皆さんに伝えていただきたい。

(会長)

- ・ 長時間に渡り、活発に御協議いただきありがとうございました。

以上